

当面の規制改革の実施事項 概要

1. 規制改革の基本的な方向性

改革目的

- 個々の「人」が生み出す付加価値や活躍の機会を増やす。また、そのために「人」への投資を増やす。
- イノベーションの社会実装、付加価値の高い新製品・新サービスの実現、市場への浸透などによる、「人」が活躍する場（フィールド）となる、新たな**成長産業**の創出。成長と分配の好循環の起爆剤となる**経済成長**の実現。

スタートアップ・イノベーション

- モビリティ分野の環境整備（自動運転の実装、ドローン活用）
- コンテンツの円滑な流通
- データの利活用
- フィンテック
- グリーン※（再エネの導入拡大）

「人」への投資

- 教育、イノベーション人材の育成（オンライン教育、大学設置基準見直し、不登校児童生徒の学習保障、リカレント教育）
- 多様な働き方の実現（テレワークの普及・促進）
- 子育て・女性活躍

医療・介護・感染症対策

- コロナ禍における喫緊の課題への対応
- 医療DX（オンライン診療・服薬指導、電子処方箋、プログラム医療機器、レセプト・データ利活用）
- 介護DX

地域産業活性化（農林水産・観光等）

- 地方経済を担う中小企業の活性化・生産性向上
- 農林水産、観光業を始めとした地方の産業の育成

重点分野

※グリーンについては「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において別途議論

デジタルファースト・デジタル田園都市国家の基盤整備

基盤

- **デジタル基盤**の整備
 - ・ベース・レジストリの整備・連携
 - ・キャッシュレス化の推進
 - ・5Gの普及・拡大
- 特定の技術・手段などを求める画一的・事前型から、**技術中立的、リスク・ゴールベースの柔軟な事後型**への制度見直し
 - ・常駐・専任規制の見直し
 - ・押印・書面・対面規制の見直し（行政手続15,611種類のうち99%超の押印義務廃止）
 - ・行政手続のオンライン化・利用率引き上げ（オンライン化されていない行政手続の約98%を令和7年までにオンライン化）

2. 中間取りまとめにおける規制改革の実施事項 ①全ての基盤となるデジタル改革

行政手続のオンライン化・キャッシュレス化

(これまでの取組)

- ・押印を求める15,000超の手続のうち、99%超で押印義務を廃止（今年の通常国会で48法律を一括改正）
- ・オンライン化されていなかった18,000超の手続のうち、約98%について、令和7年末までにオンライン化する方針を決定

(新たな措置)

- ・**支払い件数が1万件以上の手続等**について、**キャッシュレス化**（インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等）を**推進**（次期通常国会に法案提出予定）
- ・**地方公共団体と事業者の間の手続**であって**年間1万件以上の手続**について、**国がプラットフォームを整備すること等によるオンライン化を横展開**。

オンライン利用率を大胆に引き上げる取組

手続件数が多く、国民・事業者身近な手続について、以下の取組を実施

- ①行政サービスの改善や国民の満足度を図る「成果指標」として「オンライン利用率」を位置付け、
- ②各府省が基本計画を策定（オンライン利用率目標、行政サービス改善のための取組等を定める）
- ③PDCAを回し、利用者目線でのサービス改善（利用者からのフィードバックを随時受け入れ、基本計画を改訂）

(これまでの取組)

- ・令和2年の秋に、旗艦的な28事業で取組開始。

(新たな措置)

- ・令和3年の秋から、**年間手続件数が10万件以上の原則全ての手続（約400手続）を対象に、横展開を推進**。

常駐・専任規制の見直し

常駐規制：特定の技術・技能を有する者を事業所や設備等の特定の場所に必ず配置し、常時滞在を義務付ける規制
専任規制：他の事業所や設備で同様の業務を兼任することを禁止又は制限する規制

(これまでの取組)

- ・特定建築物の建築物環境衛生管理技術者の兼務要件合理化について、技術者の兼務上限を撤廃する方向で見直し。
- ・監理技術者の専任配置要件を合理化し、監理技術者の兼務が当面2現場まで可能となったことを受け、業務活用現場の実態やICTの活用状況について調査・検証し、安全や品質を確保した上での拡充の在り方について検討。

(新たな措置)

- ・**建設業における技術者の配置・専任要件**（工事現場等に技術者の配置・専任）の見直し
- ・**サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐要件**（日中、状況把握サービス及び生活相談サービスに従事する医療や介護の有資格者の常駐）の見直し
- ・**電気主任技術者の選任要件等**（特別高圧（5万V以上）で系統連系する大規模再エネ設備へ2時間以内に到達できる「第2種電気主任技術者」の選任）の見直し

2. 中間取りまとめにおける規制改革の実施事項 ②スタートアップ・イノベーション、「人」への投資

スタートアップ・イノベーション

(これまでの取組)

- プロ投資家向けの開示規制の弾力化。
- 株式型クラウドファンディングの制度上限額等の金額要件（他の資金調達との合算要件を含む）を見直し。
- 会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ。
- 高構造物周辺でのドローンの飛行の規制について、一定の条件下での緩和。

(新たな措置)

- データ利活用に向けて、**企業のキャッシュレス決済のデータ連携の促進、電力データの提供ルール**の策定、**GTFS-JP（標準的なバス情報フォーマット）**の普及に向けた収録データの許認可申請への活用促進。
- 今後の通信高速化に向けて、欧米と日本の無線試験レポート基準を比較し、活用可能な項目を精査することで、**高速無線LAN搭載機器の開発促進を実現**。
- デジタル時代における**コンテンツの円滑な流通**に向け、**ネットクリエイターやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていないコンテンツ**も含めて、**ニーズのあるあらゆる著作物**を対象に、いわゆる**拡大集中許諾制度**を基にした簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現。

「人」への投資

(これまでの取組)

- オンライン授業を実施する上での制度的制約の多くを解消。臨時休業等の非常時や不登校・病気療養児のための学習保障として活用する制度を導入。
- 外部人材の教員への登用を促進するため、特別免許状の授与に係る指針を改訂し、特別免許状教員の配置規制の撤廃及び特別免許状申請の通年化を実現。
- 働き手・企業が取り組む事項や人材開発施策に係る諸制度を体系的に示したりカレントガイドラインの策定に向けて検討開始。
- テレワークガイドラインを改定し、テレワークの対象業務、対象者、導入に当たっての望ましい取組、人事評価、費用負担、労働時間管理などに関する考え方を示し、テレワークを推進。

(新たな措置)

- **オンライン授業の実施や出席取扱いに係る地域差の解消を図る**。希望する全ての児童生徒が1人1台端末を持ち帰れる環境整備を促進。不登校児童生徒がオンライン学習で出席扱いとなる制度の活用を促進。
- **積極的な特別免許状授与が全ての地域で行われるよう、授与手続や授与基準の透明化を促進**。また、任命権者ごとに学校種ごとの**特別免許状教員の採用実績を公表**するよう指導するとともに、**数値目標を含む採用計画の公表を推奨**。
- 裁量労働制について、健康・福祉確保措置等の在り方を含めて検討。労働時間制度全体についても、労使双方にとって有益な制度となるよう留意しつつ見直しの検討を行い、働き手が多様な働き方を選択できる環境整備を促進。
- **養育費の確保のための裁判手続に関するひとり親の負担軽減**の観点から、**令和5年の通常国会における法案提出を目途に速やかに民事基本法制の見直しに関する検討を進める**。また、配偶者からの暴力の被害者を含め、ひとり親が養育費を確保するための方策の充実に向け、関係省庁が連携して検討を行う。
- **常駐・専任規制の見直し（再掲）**
建設業における技術者、サービス付き高齢者向け住宅における有資格者、電気主任技術者の常駐・専任要件等の見直し。

2. 中間取りまとめにおける規制改革の実施事項 ③医療・介護・感染症対策、地域産業活性化

医療・介護・感染症対策

(これまでの取組)

- 初診からのオンライン診療の実施など、新型コロナウイルス感染症に関するオンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化。
- プログラム医療機器（SaMD）の承認審査において、その特性を踏まえた審査の考え方を整理し、柔軟かつ迅速な承認を可能とする審査制度を検討。
- 一般用医薬品の販売時間（当該店舗の開店時間の2分の1以上）の規制を廃止。

(新たな措置)

- 質の確保された抗原定性検査キットの利用環境を整備するため、ワクチン・検査パッケージに登録した飲食店やイベント事業者はもとより、登録店でない場合であっても、**医薬品卸事業者からのネットでの購入を解禁**。また、**OTC化を検討**。
- 医療DXの基盤構築として、**オンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化を具体化**するなどにより、**受診から薬剤の受領までの一連の過程をオンライン完結化**。また、**紙処方箋から電子処方箋への迅速かつ全面的な転換の実現**を目指し、**具体的目標を設定**。
- 薬剤師の働き方改革等の観点を含め、**在宅（薬剤師の自宅等）での服薬指導を早期に可能とする**方向で検討。
- SaMDの承認後のアップデートについて、一定の条件の下で、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）による**審査省略を含め審査の簡略化**を検討。
- 在宅で治験に参加する**DCT（分散型治験）の実現**のため、**被験者に対する治験説明や同意取得を非対面・遠隔で実施するための方法**に関するガイダンスを策定。分散型治験実施に必要な訪問看護師確保のための方策を整理。

地域産業活性化

(これまでの取組)

- 家庭用台所と営業用調理場の併用等が可能であることを全国の地方自治体に周知。民泊サービスで発生するごみを家庭ごみと一緒に収集を行う運用を認める事例の周知。
- 沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準の緩和を令和4年度末まで再延長。また、歩行者利便増進道路制度への円滑な移行のため**手続簡素化等の措置**を実施。
- 農機等を装着・牽引した農耕トラクターが公道走行できる枠組みを構築。特殊車両通行許可申請の手続を簡素化。

(新たな措置)

- 飲食店、飲食料品店、飲食料品製造業、食品販売業、理・美容業、クリーニング業及び旅館業等を営む**個人事業主の事業承継時の手続を相続の場合と同様に簡素化**。
- 高性能林業機械の導入を促進**するため、**公道走行を実現するための林業機械に関する保安基準等の見直し**、林業事業者が林業機械を運転するための免許取得の円滑化、大型林業機械の走行・運搬に必要な情報の公開・周知、各種申請手続・必要書類等の積極的な情報提供を実施。